

消防予第71号
平成27年2月20日

各都道府県消防防災主管部長] 殿
東京消防庁・各指定都市消防長] 殿

消防庁予防課長
(公印省略)

新たに消防法施行令別表第一に規定される幼保連携型認定こども園の運用について(通知)

消防法施行令(昭和36年政令第37号。以下「令」という。)別表第一(6)項ハ(3)に「幼保連携型認定こども園」を新たに追加する改正については、「児童福祉法施行令等の一部を改正する政令の公布について」(平成26年10月28日付け事務連絡)により、その施行期日を子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)の施行日と周知していたところですが、平成27年1月23日に公布された子ども・子育て支援法の施行期日を定める政令(平成27年政令第22号)により、当該施行期日が平成27年4月1日となりましたのでお知らせします。

また、令別表第一(6)項ハ(3)に追加された「幼保連携型認定こども園」の運用に当たっては、下記事項にご留意いただきますようお願いします。

各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村(消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。)に対しても、この旨周知していただきますようお願いします。

なお、本通知は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

1 幼保連携型認定こども園の取り扱いについて

- (1) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第66号。以下「改正認定こども園法」という。)による改正前の幼保連携施設のうち、改正認定こども園法附則第3条の規定に基づき、改正認定こども園法の施行日である平成27年4月1日以降においても、幼保連携型認定こども園とみなされるもの(以下「みなし幼保連携型認定こども園」という。)については、令別表第一(6)項ハ(3)として取り扱うことにより新たに消防用設備等の設置が必要となる場合があること。
- (2) みなし幼保連携型認定こども園のうち、下記のいずれにも該当する場合には、

令第32条を適用し、新たに設置が必要となる消防用設備等（消火器具を除く。）の設置を要しないものとして差し支えないこと。

- ア みなし幼保連携型認定こども園のうち、改正認定こども園法による改正前ににおいて保育所として扱われていた部分（以下「保育所部分」という。）と幼稚園として扱われていた部分（以下「幼稚園部分」という。）とは、別棟その他火災の際に相互に影響を受けるおそれが少なくなると認められる措置が講じられていること。
- イ 保育所部分に令別表第一（6）項ハ(3)、幼稚園部分に同表（6）項ニにそれぞれの規模等に応じた消防用設備等が設置されていること。

2 その他

- (1) 令別表第一（6）項ハ(3)に新たに規定されるものは、認定こども園のうち「幼保連携型認定こども園」のみであり、「幼稚園型」、「保育所型」及び「地方裁量型」についての取り扱いは従前の通りであること。
- (2) 上記1(1)により、新たに設置が必要となる消防用設備等（屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、屋外消火栓設備、動力消防ポンプ設備、ガス漏れ火災警報設備、漏電火災警報器、消防機関へ通報する火災報知設備、非常警報設備、避難器具、消防用水及び連結散水設備に限る。）については、施行日（平成27年4月1日）から起算して3年を経過する日（平成30年3月31日）までの間は、なお従前の例によることとされていること。

なお、当該経過措置はみなし幼保連携型認定こども園にのみ適用されるものであり、改正認定こども園法の改正前に「幼稚園型」等であった認定こども園が、改正認定こども園法の施行後に幼保連携型認定こども園に移行をする場合には適用されないことに留意すること。

消防庁予防課設備係
担当：金子、近藤、北野
電話：03-5253-7523
FAX：03-5253-7533